

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社ころんず
主たる事務所の所在地	〒246-0008 神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町 10-1
代表者(職名・氏名)	代表取締役 須田 邦彦
設立年月日	2017年 1月 23日
電話番号	045-877-5746

2. 事業所の概要

事業所名	ころんず訪問看護ステーション	
所在地	〒242-0001 神奈川県大和市下鶴間 692-2 ひかりビル 103	
電話番号	046-259-5705	
指定年月日・事業所番号	2017年 5月 1日 指定	1463090255
管理者名	須田 安津子	
サービス提供地域	大和市(上草柳、下鶴間、中央林間、中央林間西、つきみ野、鶴間西鶴間、深見、深見西、深見東、南林間、林間) 町田市(小川、金森、金森東、つくし野、鶴間、成瀬が丘、南つくし野南成瀬、南町田) 相模原市南区(相沢、卸本町、上瀬谷町、北町、五貫目町、瀬谷町竹村町、中央、中屋敷、本郷、目黒町) 横浜市緑区(霧が丘、長津田、長津田町、長津田みなみ台) 横浜市旭区(若葉台) 座間市(小松原、相模が丘、ひばりが丘、広野台)	

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	1名 (常勤) 6名 (非常勤)
リハビリ職員	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、看護師の代わりに必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	2名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで(祝日も営業) ただし、年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。	8時30分～17時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合は営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月 20 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：ころんず訪問看護ステーション 連絡先：046-259-5705

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

11. 虐待防止

- (1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を下記の者とし、虐待防止に努めます。

責任者：須田 安津子

- (2) 虐待防止のための職員研修を年2回以上開催し、また、新規採用時にも研修を実施します。
- (3) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。

また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず原性に対処します。

(4) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。

(5) 成年後見制度の利用を支援します。

12. 身体拘束

身体拘束は行わない事が原則であるが、利用者様の生命の安全を第一に考慮し、安全に療養を継続するために行い、よりよい医療やケアの提供を目指しサービス提供に努めます。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

13. 業務継続計画の策定

感染症に係る業務継続計画及び、災害に係る業務継続計画を作成し、各々の研修を年1回以上開催します。

自然災害や感染症パンデミックなどの緊急時においても迅速に対応できるよう、各々の訓練を行います。

14. ハラスメント対策

利用者に対して安定した支援サービスを提供するため、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止の研修を年1回以上開催します。利用者、ご家族が職員にハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、理解が得られない場合、契約を解除することがあります。

15. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

16. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	046-259-5705	FAX番号	046-259-5706
担当者	管理者 須田 安津子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	大和市介護保険課	電話番号:046-260-5170
	神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号:045-329-3447

17. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

年 月 日

【説明確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

【説明確認欄】 上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)

住 所 神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町 10-1

事業者名 株式会社ころんず

代表者 代表取締役 須田 邦彦 ㊟

(事業所名)

住 所 神奈川県大和市下鶴間 692-2 ひかりビル 103

事業所名 ころんず訪問看護ステーション

管理者名 須田 安津子

説明者 氏 名 _____ ㊟